

安定器、トランス・コンデンサを所有している事業者の皆様  
～高濃度 PCB 含有電気機器を所有していませんか？～

=====  
平成28年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会のご案内  
=====

↓説明会のホームページはこちら↓

<http://www.pcb-setsumeikai.com/>

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」の改正法が本年8月1日に施行されました。

高濃度 PCB 廃棄物の計画的処理完了期限は、北九州事業エリアのトランス・コンデンサが最も早く平成30年度末に到来します。今般の法改正により、計画的処理完了期限よりも1年前の時点に処分期間が設定され、原則、この処分期間内の処分委託又は廃棄が義務づけられました。また、電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品についても、電気事業法関係省令等の改正等により、管理状況の届出、処分期間後の施設禁止等が義務づけられます。

低濃度 PCB 廃棄物についても、平成38年度末までに、保管事業者が自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければなりません。

このような法令改正の内容とこれにより事業者に求められる対応等を広く紹介するため、経済産業省が説明会を全国14カ所で開催します。関係事業者のみならず、処分期間内の対応に向けた参考となりますので、ふるってご参加ください。

1. 日時と場所（詳しくは説明会ホームページでご確認ください）

東京都（9/27）、那覇市（10/7）、大阪府（10/12）、名古屋市（11/2）、高松市（11/17）、熊本市（11/24）、盛岡市（12/13）、富山市（12/19）、高知市（12/22）、鹿児島市（1/6）、仙台市（1/16）、広島市（1/24）、さいたま市（2/3）、札幌市（2/14）

2. 内 容（予定）

- (1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改正内容等について（環境省 産業廃棄物課）
- (2)電気事業法関係省令等の改正内容等について（経済産業省 電力安全課）
- (3)高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理手続きについて（中間貯蔵・環境安全事業株式会社：JESCO）
- (4)使用中の微量 PCB 含有電気機器を無害化する課電自然循環洗浄実施手順書について（経済産業省 環境指導室）

3. 対象者 PCB 廃棄物の保管事業者、PCB 含有電気機器及び PCB 含有が疑われる電気機器を所有している事業者、電気管理技術者及び電気保安法人の方々

4. 定 員 各会場150名（定員に達し次第、締め切られます）

5. 参加費 無料

★具体的な日時、場所、申込方法等は、説明会ホームページをご覧ください。